

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年3月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	17件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	17件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	6件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500673号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500310号

第1 結論

請求者のA社における平成16年8月25日の標準賞与額を4万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年8月

請求期間に係る標準賞与額の記録がないが、当該期間においてA社から賞与が支給されたと思うので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社の元代表清算人から提出された資料から判断して、請求者は、標準賞与額(4万3,000円)に相当する賞与を支給され、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、元代表清算人の陳述及び請求者のオンライン記録から判断して、平成16年8月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、平成16年8月25日に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事

務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第1500705号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第1500311号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年12月23日から昭和44年1月1日に訂正し、昭和43年12月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和43年12月23日から昭和44年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和43年12月23日から昭和44年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和43年12月23日から昭和44年1月1日まで

私は、昭和30年3月にA社に入社し、平成8年6月に退職するまで継続して勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。転勤はあったが同社を辞めたことはないので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る人事記録、請求者から提出された社内報、同僚から提出されたA社C支店の新規開設に係るチラシ、雇用保険の記録及びB社の回答並びに同僚の陳述により、請求者が昭和43年12月23日にA社(本店)から同社C支店に異動し、請求期間に同社C支店において継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、請求者の請求期間の勤務形態は正社員であり、本来ならば、A社C支店が昭和44年1月1日に新規に適用事業所となるまでは、同社(本店)で継続して加入させるべきであった旨回答している上、複数の同僚は、給与計算は同社の本店で実施していた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、A社C支店は昭和44年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となってい

るところ、B社は上述のとおり、本来ならばA社C支店が新規に適用事業所となるまでは同社（本店）で継続して加入させるべきであった旨陳述していることから、請求者の同社（本店）の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和44年1月1日とすることが妥当である。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社（本店）におけるオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票の昭和43年11月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和43年12月23日から昭和44年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500568 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500313 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 26 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月 9 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に賞与を支給されたが、厚生年金保険の賞与記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社の関連会社である B 社から提出された賞与支給控除一覧表及び請求者から提出された預金取引明細表並びに A 社及び B 社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年

金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500563 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500315 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 3 月 31 日の標準賞与額を 16 万円、平成 17 年 3 月 31 日の標準賞与額を 8 万 6,000 円、平成 18 年 3 月 27 日の標準賞与額を 12 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 3 月 31 日、平成 17 年 3 月 31 日及び平成 18 年 3 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 3 月 31 日、平成 17 年 3 月 31 日及び平成 18 年 3 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 3 月
② 平成 17 年 3 月
③ 平成 18 年 3 月

A 社に勤務した期間のうち、賞与を支給されたが厚生年金保険の賞与記録がない期間が複数ある。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から③までについて、請求者から提出された取引履歴調査結果（流動性預金）により、請求者は、当該期間において、A 社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚から提出された請求期間①から③までに係る賞与明細書及び預金通帳から判断して、請求者についても同時期に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から③までの標準賞与額については、上記取引履歴調査結果（流動性預金）及び賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、

請求期間①は16万円、請求期間②は8万6,000円、請求期間③は12万3,000円とすることが必要である。

また、請求期間①から③までに係る賞与の支給日については、上記取引履歴調査結果（流動性預金）により、請求期間①は平成16年3月31日、請求期間②は平成17年3月31日、請求期間③は平成18年3月27日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成22年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500672 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500316 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額を 30 万円、平成 20 年 7 月 31 日の標準賞与額を 50 万円、平成 20 年 10 月 15 日の標準賞与額を 25 万円、平成 21 年 8 月 10 日の標準賞与額を 50 万円、平成 21 年 10 月 15 日の標準賞与額を 29 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 14 日、平成 20 年 7 月 31 日、平成 20 年 10 月 15 日、平成 21 年 8 月 10 日及び平成 21 年 10 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 14 日、平成 20 年 7 月 31 日、平成 20 年 10 月 15 日、平成 21 年 8 月 10 日及び平成 21 年 10 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 12 月
② 平成 20 年 7 月
③ 平成 20 年 10 月
④ 平成 21 年 8 月
⑤ 平成 21 年 10 月

A 社に勤務した期間のうち、賞与を支給されたが厚生年金保険の賞与記録がない期間が複数ある。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から④までについて、当時の A 社に係る給与計算を行っていた C 社から提出された平成 19 年分、平成 20 年分及び平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、請求期間①に 30 万円、請求期間②に 50 万円、請求

期間③に 25 万円、請求期間④に 50 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間⑤については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者が A 社から 30 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、29 万 4,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（2 万 3,025 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳より確認できる厚生年金保険料控除額から、29 万 4,000 円とすることが必要である。

また、請求期間①から⑤までに係る賞与の支給日については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求期間①は平成 19 年 12 月 14 日、請求期間②は平成 20 年 7 月 31 日、請求期間③は平成 20 年 10 月 15 日、請求期間④は平成 21 年 8 月 10 日、請求期間⑤は平成 21 年 10 月 15 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500566号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500317号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を40万8,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、40万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該

期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500681号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500318号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を28万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、28万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該

期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500630号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500319号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和55年7月31日から昭和55年8月1日に訂正し、昭和55年7月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

昭和55年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和55年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで

訂正請求記録の対象者は、昭和30年にA社に入社し、平成3年5月31日に退職するまで継続して勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。転勤はあったが同社を辞めたことはないので、請求期間を年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録並びに複数の同僚及び請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、訂正請求記録の対象者がA社(本社)から同社B工場に異動し、請求期間に同社B工場において継続して勤務していたことが認められる。

また、A社(本社)から同社B工場に異動したとする同僚から提出された給与明細書により、当該同僚は請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は請求期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社B工場は昭和55年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていたところ、請求期間当時の社会保険事務担当者は、A社（本社）から同社B工場へ異動する旨の届を提出する際に、同社（本社）における厚生年金保険の資格喪失年月日を、本来、同社B工場の新規適用年月日に合わせて、昭和55年8月1日とすべきところ、誤って昭和55年7月31日とする届出を行ってしまった旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の同社（本社）の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和55年8月1日とすることが妥当である。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社（本社）におけるオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和55年6月の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成9年1月30日に解散し、平成11年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主からは、訂正請求記録の対象者の届出や保険料納付について回答が得られないが、昭和55年7月31日から同年8月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和55年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを昭和55年7月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和55年7月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の昭和55年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500632 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500320 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 48 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社から請求期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から 48 万円の賞与の支払を受け、48 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成 17 年 12 月 16 日とした請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の平成 17 年 12 月 16 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500633 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500321 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 55 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社から請求期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から 55 万円の賞与の支払を受け、55 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成 17 年 12 月 16 日とした請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の平成 17 年 12 月 16 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500634 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500322 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 60 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社から請求期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から 60 万円の賞与の支払を受け、60 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成 17 年 12 月 16 日とした請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の平成 17 年 12 月 16 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500635 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500323 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 70 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社から請求期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から 70 万円の賞与の支払を受け、70 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成 17 年 12 月 16 日とした請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の平成 17 年 12 月 16 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500636 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500324 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 78 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社から請求期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から 78 万円の賞与の支払を受け、78 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成 17 年 12 月 16 日とした請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の平成 17 年 12 月 16 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500637 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500325 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 65 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社から請求期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から 65 万円の賞与の支払を受け、65 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成 17 年 12 月 16 日とした請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の平成 17 年 12 月 16 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500638 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500326 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 45 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A 社から請求期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から 45 万円の賞与の支払を受け、45 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成 17 年 12 月 16 日とした請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の平成 17 年 12 月 16 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500639号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500327号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月16日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月16日

A社から請求期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から20万円の賞与の支払を受け、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与支払年月日を平成17年12月16日とした請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成17年12月16日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500682号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500328号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を48万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月9日

請求期間において、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与記録がない。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表及び請求者から提出された預金通帳並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、48万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年

金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500641号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500307号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年10月1日から平成12年2月21日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が資格取得時に比べて低額の記録となっているので、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間の標準報酬月額の相違について訂正請求しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与支給明細書及び勤務表、日本年金機構B事務センターの回答並びに請求者から提出された預金通帳により、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、A社から提出された平成11年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載された標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500572号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500308号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社を昭和60年6月30日付けで退職したが、年金記録を確認したところ、同社における資格喪失年月日は昭和60年6月30日とされている。本来ならば、資格喪失年月日は昭和60年7月1日となるはずであるので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る労働者名簿及び当該事業所の陳述によると、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、請求者の退職年月日は昭和60年6月29日、資格喪失年月日は昭和60年6月30日となっており、当該喪失年月日はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における請求者の資格喪失年月日と一致していることが確認できる。

また、B社は、賃金台帳等の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨の回答をしているとともに、提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載内容から判断して、請求期間の厚生年金保険料を控除していない旨の回答をしている。

さらに、請求者は同僚への照会に同意していないことから、請求期間当時の給与明細書等を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500573号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500309号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社を昭和60年3月31日付けで退職したが、年金記録を確認したところ、同社における資格喪失年月日は昭和60年3月31日とされている。本来ならば、資格喪失年月日は昭和60年4月1日となるはずであるので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された請求者に係る労働者名簿及び当該事業所の陳述によると、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、請求者の退職年月日は昭和60年3月30日、資格喪失年月日は昭和60年3月31日となっており、当該喪失年月日はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における請求者の資格喪失年月日と一致していることが確認できる。

また、B社は、賃金台帳等の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨の回答をしているとともに、提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載内容から判断して、請求期間の厚生年金保険料を控除していない旨の回答をしている。

さらに、請求者は同僚への照会に同意していないことから、請求期間当時の給与明細書等を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500497 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500312 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 3 月

A 社に勤務した期間のうち、賞与を支給されたが厚生年金保険の賞与記録がない期間がある。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は平成 22 年 7 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、請求期間当時の事務担当者も当時の資料を保管していない旨を陳述している。

また、請求者の居住地を管轄する B 市は、当時の課税関係資料について、保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間の賞与明細書等を保管していない旨を陳述していることから、請求期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500499号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500314号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年3月
② 平成17年3月
③ 平成18年3月

A社に勤務した期間のうち、賞与を支給されたが厚生年金保険の賞与記録がない期間が複数ある。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は平成22年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、請求期間当時の事務担当者も当時の資料を保管していない旨を陳述している。

また、請求者の居住地を管轄するB市は、当時の課税関係資料について、保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求期間①から③までの賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、請求者は、賞与については現金支給であり、請求期間①から③までの賞与明細書等を保管していない旨を陳述していることから、請求期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第1500640号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (脱) 第1500012号

第1 結論

昭和27年5月17日から昭和32年3月31日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和27年5月17日から昭和32年3月31日まで

〔 支給済期間 : ①昭和27年5月17日から昭和28年4月19日まで
②昭和28年4月27日から同年7月8日まで
③昭和28年7月8日から昭和32年3月31日まで 〕

私が年金記録を確認したところ、請求期間について脱退手当金が支給されたことが記録されていることが分かった。

しかし、A社を退職後、昭和32年9月に専門学校に入学し、脱退手当金の支給が決定された時期は、当該専門学校の寮に住んで、多忙にしており、脱退手当金の手続きや受給をする時間的な余裕はなかったため、脱退手当金を受給することはなかったはずである。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、請求者の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはない。

また、請求者の脱退手当金は昭和32年10月25日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、請求期間の最終事業所を退職後、昭和51年2月まで厚生年金保険への加入歴がない請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。